



国民年金のお知らせ

○年金の届出を忘れていませんか？

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。
なお、国民年金は次の3つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者・・・農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者・・・被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出先
年金加入者	20歳になったとき (被用者年金制度の被保険者等は除く)	1号	余市町役場
	会社を退職したとき(扶養されている配偶者)	2号→1号(3号→1号)	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	配偶者の勤め先 配偶者の新たな勤め先
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	

※届出の際は、基礎年金番号通知書または年金手帳と印かんをお持ちください。

◎年金を受け取っている方も、このような場合には届出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出先
年金受給者	年金の受取口座を変えるとき	・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	余市町役場

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細については、問合せください。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



在宅介護実態調査を実施

本町では、第9期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定に向けた準備を進めています。

この第9期計画の基礎資料とするため、在宅で生活されていて「要介護（支援）認定」を受けられている皆さんの日頃の生活状況等について把握させていただく「在宅介護実態調査」を実施します。

この調査は、今後における本町の高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を決めるための大切な調査であり、前回の第8期計画策定時と同様の手法で実施するものです。

対象となる方には調査票を送付しますので、ご理解ご協力をお願いします。

調査対象者 令和5年6月1日現在において、在宅で生活する余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、要介護（支援）認定を受けている方

調査時期 6月中旬～

調査方法 郵送による調査

※町の委託事業者から調査対象者あてに郵送で調査票を配付します。記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒で郵送してください。（切手代はかかりません。）

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119